

交野市の財政状況、早期健全化基準・財政再生基準に該当せず

財政健全化法の適用始まる

国の財政健全化法が、平成20年度決算から適用されます。

財政健全化法では、早期健全化基準を上回ると、健全化計画を策定し、国に報告する義務を負います。さらに、財政再生基準を上回ると、再生計画を策定し、総務大臣の同意が必要になります。

20年度決算での交野市の財政状況は、早期健全化基準・財政再生基準の数値を下回っており、どの基準にも該当していません。



財政再生基準を上回ることはない

具体的には、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額がなく、問題がありません。

実質公債費比率は15.5%で、早期健全化基準の25%、及び財政再生基準の35%を下回っています。さらに将来負担比率は323.6%で前年度より10%下がっています。この比率は土地開発公社の負債が大きく影響しており、長期的に改善していく必要はありますが、将来負担比率には財政再生基準が決められていません。

従って、交野市の財政は、財政健全化法のいずれの国基準にも該当しません。市は、「夕張市のように財政破綻しないため」と施策の切り捨てをすすめていますが、25億円ある基金を活用すれば、市民サービスの切り下げ・負担増を行わなくても、早期健全化基準も財政再生基準も上回ることはないと考えられます。

交野市の財政健全化判断比率の状況（H20年度）

区分	交野市の数値		国基準		説明
	H19年度	H20年度	早期健全化	財政再生基準	
実質赤字比率			12.91%	20.00%	普通会計の赤字比率
連結実質赤字比率			17.91%	40.00%	普通会計に特別会計を合わせた赤字比率
実質公債費比率	14.7%	15.5%	25.0%	35.0%	一般会計の公債費と一般会計が負担する一部事務組合等の公債費の比率
将来負担比率	333.6%	323.6%	350.0%	基準無し	普通会計の借金や特別会計、公営企業、一部事務組合等が借り入れた借金に対する将来的な負担の比率

交野市の職員構成、非常勤が半分以上に

平成20年度の交野市の職員構成について、非常勤（パート・アルバイト含む）の職員数が、はじめて正職員数を超え、全職員の半数以上に及んでいることが明らかになりました。

中田市政のこれまでの7年間で、人件費を減らすため、市職員の削減が続けられてきました。市の正職員は、平成15年の640名から、平成21年には549名にと、約100名も減っています。

平成20年度の決算では、正職員が削減される一方、非常勤・パート・アルバイトの割合がはじめて半分を上回っています。特に保育所では、正職員数は1/3となっています。

決算特別委員会で、日本共産党は正職員を削減して非常勤におきかえていくことは、低賃金の官製ワーキングプアを多く生み出す。市役所職場は、マンパワーで支えられており、チームワーク力の低下や市民サービスの低下につながっていく、と改善を要望しました。

交野市の職員構成(人)

年度	正職員	非常勤	アルバイト	パート	計
H20	554	206	318	121	1199
H19	571	167	290	99	1127
H18	593	154	319	118	1184
H17	617	145	336	136	1234
H16	629	110	353	114	1206



平成21年4月の正職員は549名となっています。